

県内企業・中小企業・スタートアップの定義

○ 愛知県内企業

愛知県内に本社機能、研究開発拠点又は製造拠点を置く企業。

○ 中堅企業

産業競争力強化法において、中小企業者を除く従業員数 2,000 人以下の会社・個人。

○ 中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（下表参照）又は法人格を有する中小企業者の団体とします。ただし、みなし大企業[※]を除きます。

< 中小企業者に該当する基準 >

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本の額又は 出資の総額	【従業員基準】 常時使用する 従業員の数(注)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種を除く。）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

注) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員を含まない。

※ みなし大企業

ア 発行済株式の総数または出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ 発行済株式の総数または出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人

ウ 大企業の役員または職員を兼ねているものが役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する法人が所有している法人

オ 上記アからウに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

なお、上記の「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。

○ スタートアップ

中小企業又は個人事業者で、最先端技術や新ビジネスモデルの活用により急成長を目指す原則、創業 10 年未満の事業者。ただし、公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されているもののみ、10 年以上でもスタートアップとする。